

佐渡市融資特別利子補助金 申請要領

令和6年3月

佐渡市

事業概要

< 1 佐渡市融資特別利子補助金とは >

令和6年能登半島地震及び取引先企業の事業縮小により、経営の安定に支障をきたしている又は今後の資金繰りに支障をきたす恐れのある市内中小企業者及び小規模事業者等に対し、事業再開又は事業継続のため融資を受ける際に発生する利子相当額を補助する。

< 2 補助対象者 >

補助金の交付の対象となる者は、島内の中小企業者及び小規模事業者等であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 新潟県の制度融資のうち以下の表に定める制度の借入をしていること。

対象制度（県）	※参考（融資要件）		融資限度額
	融資期間及び利率		
セーフティネット資金【自然災害要件】	3年以内	年1.15%	3,000万円 (運転・設備)
	3年超5年以内	年1.35%	
	5年超7年以内	年1.55%	
セーフティネット資金【能登半島地震対応要件】	3年以内	年1.15%	7,000万円 (運転・設備)
	3年超5年以内	年1.35%	
	5年超7年以内	年1.55%	
	7年超10年以内	年1.75%	
セーフティネット資金 【新型コロナウイルス・物価高騰等対策伴走支援型資金（災害関係保証）】	3年以内	年1.15%	1億円 (運転・設備)
	3年超5年以内	年1.35%	
	5年超7年以内	年1.55%	
	7年超10年以内	年1.75%	
短期事業資金	1年以内	年1.5%	500万円 (運転のみ)
セーフティネット資金【ダイハツ工業の生産停止要件】	3年以内	年1.25%	5,000万円 (運転)
	3年超5年以内	年1.45%	
	5年超7年以内	年1.65%	

(2) 上記、制度融資を令和6年1月1日から令和7年1月31日の間に利用した（する）方。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと。

(5) 当補助金交付要綱の別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断した者でないこと。

< 3 対象経費・補助金額 >

2（1）に定める制度融資の借入期間のうち、当初2年分に発生する利子相当額

※新潟県短期事業資金の場合は1年分

※新潟県の「被災中小企業者二重債務対策利子軽減事業補助金」の採択を受けたものは対象外

例) 新潟県セーフティネット資金を3,000万円・7年（年1.55%の貸付利率）で融資を受けた場合

7年間で発生する 利子総額	うち当初2年間で 発生する利子額	補助金交付額
165万円	83万円	83万円 ※金額は例です

< 4 申請受付期間 >

令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで

< 5 申請方法 >

取扱金融機関にご相談の上、融資実行後にご申請ください。

申請書様式を佐渡市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入いただき、添付書類とともに市役所地域振興部地域産業振興課へ提出ください。メールまたは郵送での提出も可能です。（各支所・行政サービスセンターでも受け付けます。）

メール：sangyo@city.sado.niigata.jp

郵 送：〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 佐渡市役所産業振興課 宛て

※4月1日以降は、佐渡市役所地域産業振興課 宛て

※令和7年2月28日消印有効

【申請時における必要書類】

書 類 名
①融資特別利子補助金交付申請書兼請求書【様式第1号】
②委任状
③ <u>令和6年1月1日から令和7年1月31日までの間</u> に発行された対象制度に係る金銭消費貸借契約書等、融資の貸付実行が分かる書類の写し
④融資に係る償還表等、利子支払額が分かる書類の写し
⑤振込先口座が確認できる通帳の写し

※上記のほか申請内容を確認するために必要な書類の提出を求められる場合がございます。

※複数の対象融資を利用される場合は、融資制度ごとに申請してください。

< 6 申請から支給までの流れ >

① 補助金の交付申請（申請者）

※取扱金融機関にご相談の上、融資実行後にご申請ください。
申請受付期間内に必要書類を提出

申請受付期間：令和6年4月1日（月）～ 令和7年2月28日（金）

② 補助金の支給（市）

申請書類審査後、概ね2週間程度で補助金支給の可否を申請者に通知するとともに、指定口座に振込み

< 7 Q&A >

融資特別利子補助金 Q&A

Q1	令和6年4月1日以前に融資実行したものは対象ですか。
A1	令和6年1月1日以降に、対象制度において融資実行されたものは対象となります。
Q2	対象となる新潟県の融資制度の概要を教えてください。
A2	以下、新潟県 HP よりご確認ください。 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/sef-net20230104.html https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/yuushi-notojisinn.html
Q3	融資実行から補助金交付申請までに期間制限はありますか。
A3	融資実行後に必要書類がそろい次第いつでも申請可能です。 ただし、令和7年2月28日が申請締め切り日となりますのでご注意ください。
Q4	融資実行後に、繰上償還（借換え含む）をした場合はどうなりますか。
A4	当補助金をご利用の場合は、対象期間（融資実行後2年 ※新潟県短期事業資金の場合は1年）における繰上償還は利子計算が変わってしまうため、原則できません。 万が一、やむを得ない理由等により繰上償還が発生する場合は、事前に佐渡市地域振興部地域産業振興課までご連絡ください。
Q5	融資特別利子補助金の申請をしても、信用保証料補給制度も対象となりますか。
A5	借入れする制度が、信用保証料補給制度の対象であれば併せて補給の対象にもなります。

Q6	補助金交付申請書兼請求書には押印は必要ですか。
A6	押印は不要です。ただし申請書の記載箇所は全て記載（入力）が必要です。
Q7	申請書はメールで提出してもいいですか。
A7	メールまたは郵送での提出も可能です。 なおメールで提出の際は PDF 形式で提出してください。また、メールタイトルは【事業所名 融資特別利子補助金申請書兼請求書送付】としてください。
Q8	申請受付期間内に申請書類一式を提出することができなかった場合、補助金はもらえないのですか。
A8	申請受付期間を過ぎたものは受付できません。なお、郵便で提出する場合は令和7年2月28日消印有効とします。
Q9	申請書の提出は取扱金融機関を経由した形でもよいですか。
A9	申請書兼請求書とあわせて委任状の提出もいただきますので、取扱金融機関のご担当者からご提出いただいても結構です。
Q10	補助金の上限額はありますか。
A10	下限、上限共にありません。借入れされる融資制度の対象期間や限度額をご確認いただき、そのうち当初の2年分の利子相当額を補助いたします。
Q11	本社が佐渡市外の場合でも申請をすることはできますか。
A11	本社が佐渡市外でも、事業所が佐渡市内にある場合には、申請対象者となります。申請者名と補助金の振込先口座の名義が同一となるよう申請書類を作成してください。
Q12	予算額に達した場合はどのような対応となりますか。
A12	予算の範囲内で実施する事業であるので、予算額に達し次第終了です。動向をみながら不足の恐れがある場合は、改めてご案内いたします。

< 8 問い合わせ先 >

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 佐渡市役所

佐渡市地域振興部産業振興課 ※4月1日から佐渡市地域振興部地域産業振興課

[受付時間] 8:30～17:30 まで（土日祝日除く）

[電話番号] 0259-67-7863